

動画を活用した子育て世帯向けシティプロモーション業務委託仕様書

1 業務名称

動画を活用した子育て世帯向けシティプロモーション業務委託

2 業務目的

本市への移住・定住を促進するため、水戸市の魅力である、安全・安心な暮らしを支える充実した基盤や、豊富な地域資源、さらには、これらが集積していることによる、高い都市の総合力について、水戸市及び周辺市町村に居住する子育て世帯向けに動画でPRする。

3 委託期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

4 委託場所

水戸市中央1丁目外地内

5 支払回数

1回

6 委託する業務と内容

企画・立案、動画制作（撮影及び編集）、広告の配信にいたる一切の業務を委託する。

(1) 動画の制作

子育て世帯が本市への移住・定住を検討する上で優位性の高いPRポイントを盛り込んだ動画を、テーマ別に制作すること。動画に使用する素材の撮影のほか、テキストアニメーションやエフェクト等を用いて視覚的に効果の高い編集を行うこと。

テーマ例：子育てにおける経済的支援、充実した教育・保育・医療環境、買い物に便利な環境、利便性の高い公共交通やインフラ、豊富な就業機会、家族で楽しめる遊び場 など

① 制作本数 15本以上

② 規格

ア 解像度 縦1,920ピクセル×横1,080ピクセル（フルHD）

※動画の撮影は縦3,840ピクセル×横2,160ピクセル（4K）で行うこと。

イ フレームレート 60fps 又は 59.94fps

- ウ ファイル形式 MP4
- エ コーデック H. 264/AVC 又は H. 265/HEVC
- オ 時 間 各動画 1 分 30 秒程度

③ 特記事項

ア 動画の内容については、受託者の企画提案をもとに、委託者と十分に協議の上決定するものとする。

イ 制作する動画の全てにおいて、必ずしも撮影を必要としない。イラスト等の使用や、委託者からの素材提供により、一部の動画を制作することも可とする。

ウ 撮影を伴う制作においては、撮影先との交渉、調整は受託者が行うことを基本とするが、必要に応じて委託者が行うものとする。

エ 委託期間を通して、おおよそ1か月当たり2本の動画を制作し、納品すること。

(2) 広告の配信

(1)において制作した動画を活用し、広告配信すること。

- ① 配信媒体 水戸市公式 Instagram アカウント (@mitocity_official)
- ② 配信本数 5 本以上
- ③ 配 信 先 水戸市内及び周辺市町村に居住する 20～40 代のユーザー
- ④ 特記事項

ア 上記①～③及び配信期間について、受託者の企画提案をもとに、委託者と十分に協議の上決定するものとする。

イ 広告を配信する動画全てにおいて、ユーザーに 10 万回以上表示されるよう設定すること。

7 成果物

(1) 制作した動画の完成データ一式

各動画が完成次第、委託者の求めにより提出すること。

- ① 解 像 度 縦 1,920 ピクセル×横 1,080 ピクセル (フル HD)
- ② フレームレート 60fps 又は 59.94fps
- ③ ファイル形式 MP4

(2) 撮影した動画素材のうち、委託者が指定するデータ

委託期間終了日までに提出すること。

- ① 解 像 度 縦 3,840 ピクセル×横 2,160 ピクセル (4K)
- ② フレームレート 60fps 又は 59.94fps
- ③ ファイル形式 MP4

(3) 広告配信レポート

各動画の広告配信期間終了後、配信実績を記載したレポートを14日以内に提出すること。

8 納品場所

水戸市みとの魅力発信課

9 諸権利等

(1) 成果物の権利

受託者から提出された成果物に関する一切の権利は、全て委託者に帰属するものとする。

(2) 第三者の権利

受託者は、提出する成果物及び成果物を構成する文書・写真等全ての素材について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の全ての責任は、受託者が負うものとする。あわせて、委託者が次年度以降の事業の中でこれらの素材を使用する場合においても同様とし、第三者の権利を侵害することがないように事前承諾を得るなどの手段により保証しておくこと。

10 検収

成果品の納品後、仕様、内容の確認をもって検収とする。

11 保証

検収後、1年以内に受託者の過失による誤りが発見された場合は、受託者は無償で追加・修正を行う。

12 再委託の制限

受託者は、委託業務の全部または一部を他に委託してはならない。ただし、書面により委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

13 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者協議の上、決定するものとする。